

令和8年度 喀痰吸引等研修(第一号研修・第二号研修) 受講者募集要項(兵庫県開催)

- 1 【目的】 特別養護老人ホームや障がい者支援施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等を養成します。
- 2 【対象】 介護保険施設や障がい者(児)支援施設等で勤務する介護職員等(介護福祉士を含む)
- 3 【研修内容】 不特定の対象者に対する 喀痰吸引「口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部」
経管栄養「胃ろう又は腸ろう(滴下・半固形)、経鼻」に関する研修
[基本研修(講義50時間 + 演習 + 筆記試験)] + [実地研修(受講生施設)]
(人工呼吸器装着者の喀痰吸引については別途、演習が必要となりますので事前にご連絡ください)

【WEB配信(オンデマンド形式)による研修について】

講義部分については、WEB配信(オンデマンド形式)による研修を実施いたします。

(1) WEB配信(オンデマンド形式)による研修は、研修1回目から6回目の全6回となります。

※研修7回目、8回目(演習)、筆記試験については、各会場にて実施いたします。

(2) 指定期間内にすべての研修動画を視聴し、理解度確認の課題を筆記試験の当日に提出してください。

※WEB動画の配信期間、課題の提出期限があります。計画的に学習を進めてください。

※WEB配信の研修動画は、配信期間中であれば何度でも視聴することができます。

※課題は筆記試験の当日に、研修会場で提出してください。

注)筆記試験以後の研修受講は、すべての研修動画を受講完了し、課題の提出が必須となります。

4 【日程及び会場等】(「実地研修のみ」の受講をご希望の方は、下表の右下部分をご確認下さい)

第1回(申込期限3/30~4/15)		料金(消費税込)
会場	宝塚すみれ栄光園	<ul style="list-style-type: none"> ●受講料 82,500円 ●賠償責任保険料 2,000円(非課税) ●テキスト料 2,420円 <li style="color: red;">※受講料 計:86,920円(振込額) 【その他費用】 ●基本研修補講料 5,500円(別途徴収) ●演習補講料 8,800円(別途徴収) ●筆記試験補講料 5,500円(別途徴収) ●筆記再試験料 5,500円(別途徴収) ●演習料(人工呼吸器付)/(経管栄養 半固形) 16,500円(1行為/別途徴収) ※その他費用については発生時にお振込みをお願いします
日程	(会場都合により、日程に変更が生じる場合があります。)	
研修1回目 ~ 研修6回目	WEB配信(オンデマンド形式)による研修 配信期間……5/4~6/14まで 課題提出日……筆記試験日	
研修7回目	8/17(研修会場)	
研修8回目	8/18・19・20(研修会場) ※7・8回目は予定日程のうち1~2日の受講です。	
筆記試験	6/22(研修会場)	
筆記試験 合否発表	6/22 16:00(ホームページ)	
その他日程	予備日:8/21・補講日:8/21 再試験補講:6/24・再試験:6/24	
定員	30名(第一号:5名・第二号:25名) 感染症予防等などにより、調整する場合があります。	

■実地研修のみの方
(毎月1日~20日受付)
《実地研修先のご紹介はしていません》

- ◎養成施設等の教育課程において
医療的ケアの科目を修了している方
- ◎第二号研修(実地研修)の一部を修了している方

5 【受講料助成制度】

第一号・第二号研修は教育訓練給付制度指定講座となっております。

6 【申込方法】

聖隷福祉事業団ホームページ内 manaable 研修サイト(外部サイトリンク)からお申込みください。

申し込みでは、お知らせなど通知メール用の個人のメールアドレスを入力いただきます(入力間違いがないか確認ください)。

また、研修申込に際し、研修の一部履修免除を証明する修了証等のコピー(別紙の4に該当する人と介護福祉士)、「実地研修に係る確認書」、「看護師免許証の写し」、「医療的ケア教員講習会修了証の写し」等が必要です。

提出方法は、アップロード、郵送、Fax から選択できます。

7 【支払方法】

研修申し込みが完了し承認されますとお支払いの案内通知メールが届きます。メール内のリンクからログインし、お支払い方法を選択の上、お手続きください。

(または manaable 研修サイトにログイン ▶ 研修詳細 ▶ お支払いボタン)

留意事項 ☞ 振込いただいた受講料については、**返金いたしません**のでご承知おきください。

☞ 選択された振り込み方法により掛かる振込手数料のご負担をお願いいたします。

8 【申込期間】 上記4【日程及び会場等】をご参照ください。

日程ごとに、申込締切日がありますのでご注意ください。

※「実地研修のみ」の研修申込は、毎月1日～20日に受付しております。

〈別紙の注意事項も必ずお読みください〉

喀痰吸引等研修(第一号・第二号研修) 注意事項

<個人情報について>

ご入力いただいた内容・提出書類は、本研修事業に関する手続きにのみ使用いたします。
また、提出された書類については、返却いたしませんので予めご了承ください。

1 申し込みに際しての確認事項

- 1) 自施設(同一法人・関連法人等)の、対象利用者数をご確認いただき申込欄に入力ください。
- 2) 同一法人・関連法人等の場合はサービス種別も申込欄に入力ください。

2 研修について

1) 基本研修

講義(オンデマンド形式)及び演習(シミュレーター演習)を行い筆記試験での合否判定をいたします。

2) 実地研修

(1) 自施設(同一法人・関連法人等)において、実地研修を実施していただきます。

(2) 実地研修は、臨床等での実務経験が5年以上あり、喀痰吸引等指導者講習または、医療的ケア教員講習会の修了者に準じた知識や技術を有している正看護師の指導の下、医療的ケアの必要な利用者に対し、習得すべき行為毎の実施回数以上の実地研修を実施した上で、実地研修評価票の全ての項目について指導看護師が評価を行います。

【指導看護師は、喀痰吸引等指導者講習または医療的ケア教員講習会を修了していることが望ましい。】

留意事項 ☞指導については、(中央法規出版)介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト指導者用を参考にしてください。

3 研修の修了及び認定証の発行について

今回の研修修了者に対して「修了証書」を交付します。

留意事項 ☞実際にたんの吸引等の特定行為を行うためには、修了証書受領後、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けるため、県に申請を行う必要があります。

☞①「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた介護職員等や②介護福祉士登録証に喀痰吸引等の行為が記載されている介護福祉士が、たんの吸引等の医療的ケアを行う事業者は、別途都道府県に前者①は「登録特定行為事業者」、後者②は「登録喀痰吸引等事業者」としての登録申請が必要です。

4 研修の一部履修免除者について

以下に定める者については、一部履修免除等の適応となります。

- 1) 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成22年4月1日医政発第0401第17号 厚生労働省医政局長通知)に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者。

(履修の範囲)基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」

- 2) 養成施設等の教育課程において医療的ケアの科目を履修した者。

(履修の範囲)基本研修又は、基本研修及び実地研修(修了した行為に限る)

- 3) 喀痰吸引等研修(第二号研修)を修了した者。

(履修の範囲)基本研修及び実地研修(修了した行為に限る)

5 受講決定までの流れ

